

中核的労働要求事項に基づく方針

株式会社マルイは、持続可能なビジネス実践と倫理的な行動を重要な基礎として位置づけています。

その一環として、国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の中核的労働要求事項を尊重します。

1. 児童労働の禁止

■ 弊社は、児童（法律で定められた就業最低年齢を下回る年齢の者）が労働を行うことを一切許容しません。

また、18歳未満の従業員を、健康や安全が危険にさらされる業務に従事させません。

■ 雇用にあたっては、公的に発行された身分証明書等により、事前に従業員となる者の年齢を確認しなければならない。

2. 強制労働の禁止

■ 弊社は、どのような状況においても強制労働を行うことを許容しません。従業員は自由な意思決定に基づいて労働する権利を有し、威圧、脅迫、違法な制約、奴隸労働などによって強制される労働は断じて受け入れません。

3 従業員の団結権

■ 弊社は、現地の法規制を遵守したうえで、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

4 差別の禁止

■ 弊社は、人種、民族、国籍、出自、肌の色、年齢、性別、性的指向、障害の有無、妊娠、宗教、政治的指向、配偶者の有無、家族状況、HIV/エイズへの感染などを理由とした雇用と労働での差別を禁止します。

5 安全・健康な労働環境

■ 弊社は、労働安全衛生法に基づき、従業員が安心して働くよう職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止及び心身の疾病予防に努めます。

6 問題の報告と対応

■ 弊社の従業員、取引先、または関係者が中核的労働要求事項に関する疑念を持つ場合の連絡先として、匿名で通報が可能な内部通報窓口を弊社総務が担当し、違反行為の確認時には、適切な措置を迅速かつ適切に実施します。

株式会社 マルイ 代表取締役 香川 昇三